

知立市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

知立市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社知立市内郵便局(以下「乙」という。)は、相互が連携して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を強化することで、地域における様々な課題に適切に対応し、地域住民のサービス向上、地域の活性化を図ること、または甲が目指すまちづくりに乙が協力することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携して協力するものとする。

- (1) SDGsの普及促進に関すること
- (2) 地域経済の活性化に関すること
- (3) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (5) その他地域の活性化等に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効率的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の改廃の申し入れが無い場合には、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

2 甲と乙は、本協定の有効期間中であっても、協議の上、本協定を改廃することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ず第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効果を失った後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(免責)

第7条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和3年10月14日

甲 知立市長

林 郁夫

乙 日本郵便株式会社 知立郵便局
局長

山本 行雄

日本郵便株式会社 知立牛田郵便局
局長

大吉 正浩

日本郵便株式会社 知立本町郵便局
局長

坂部 和彦

日本郵便株式会社 知立昭和郵便局
局長

舟田 慎策